

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

なお、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条及び岐阜市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により事後審査型一般競争入札として実施します。

令和6年8月19日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | | |
|------|---------|---|
| (1) | 件名 | 長良川国際会議場施設改修工事監理業務委託 |
| (2) | 目的場所 | 岐阜市長良福光2695番地2 |
| (3) | 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月13日まで |
| (4) | 契約の種類 | 請負契約 |
| (5) | 現場説明の有無 | 無 |
| (6) | 入札保証金 | 岐阜市契約規則第3条第1項ただし書の規定により免除とする。 |
| (7) | 契約保証金 | 岐阜市契約規則第11条第1項ただし書の規定により免除とする。 |
| (8) | 前払金の有無 | 有 |
| (9) | 低入札調査基準 | 本件は、岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた業務委託である。 |
| (10) | 概要 | 下記工事に伴う監理業務委託
長良川国際会議場施設改修建築工事 一式
長良川国際会議場施設改修電気設備工事 一式
長良川国際会議場施設改修機械（空調）設備工事 一式
長良川国際会議場施設改修機械（衛生）設備工事 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。

ただし、本店が、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

- (2) 岐阜市契約規則第18条第1項及び岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第4条第2号の規定により、測量・建設コンサルタント等の請負契約に係る岐阜市競争入札参加資格審査を受け、公告の日から1ヶ月前までに岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者で、かつ、入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。

ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店において「測量・建設コンサルタント等－建築設計業務」の登録があること。

- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がされていること。

- (4) 平成21年度以降に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定に基づく確認済証の交付を受けた物件で、単独企業又は設計共同体の代表構成員として、次の建築物の設計又は工事監理業務の元請として受注した実績（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ業務に係る実績とする。）があること。

・新築又は増築部分の延床面積が3,000㎡以上の鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（倉庫・工場・車庫等を除く）

- (5) 入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にある建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を3名以上有する者であること。

- (6) 管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。なお、管理技術者は、各監理担当者との兼務は認めないものとする。

- (7) 各監理担当者は次の資格を有すること。ただし、各監理担当者は他の担当者との兼務は認めないものとする。また、電気設備又は機械設備担当者のどちらか一方は次の資格に代えて建築士法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士の資格を有すること。なお、構造、電気設備、機械設備担当者については協力業者を認める。

ア 建築担当者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

イ 構造担当者

建築士法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士

ウ 電気設備担当者

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
エ 機械設備担当者
建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和6年8月19日（月）から令和6年8月29日（木）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和6年8月19日（月）から令和6年8月29日（木）まで
- (3) 質疑回答期限
令和6年9月3日（火）
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和6年9月5日（木）午前9時から令和6年9月6日（金）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の入札日時
令和6年9月9日（月）午前9時00分

4 その他

- (1) 本件は、「長良川国際会議場施設改修建築工事」「長良川国際会議場施設改修電気設備工事」「長良川国際会議場施設改修機械（空調）設備工事」「長良川国際会議場施設改修機械（衛生）設備工事」に付帯する業務であるので、各工事に係る契約が締結されない場合には、契約手続を中止することがある。
- (2) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。
- (3) 特記の無い事項については「一般競争入札（事後審査型一般競争入札）の共通事項について」のとおりとする。